

資格確認書(再)交付申請書

健 保 組 合	常 務 理 事		事 務 長
------------------	------------------	--	-------------

記入例

必ず✓する

✓ 「資格確認書の(再)交付申請について」を理解したうえで「資格確認書」の交付を希望します。マイナ保険証利用登録を行った際に有効な「資格確認書」を所有していた場合は、健康保険組合に「資格確認書」を返納します。

個人番号又は 記号・番号	77×-××××		
被保険者氏名	健保 太郎	生年月日	昭和 平成 令和 ×年 ×月 ×日
被保険者住所	〒×××-×××× ××県 ××市××町×丁目×番地×		
交付申請 対象者氏名	生 年 月 日	申請理由 (下記「申請理由」から該当するものに○)	
健保 二郎	昭和 平成 7年 4月 20日 令和	1・2・3・4 (「4」の「紛失」の場合は以下に紛失時期・場所・状況等を分かりやすく記載ください) 時期: 7年10月2日 場所: ○○駅付近 状況: 資格確認書を被保険者の財布に入れていて財布ごと紛失したため 警察への届出: 有 (10月3日: ○○警察・派出所)・無	
		1・2・3・4 (「4」の「紛失」の場合は以下に紛失時期・場所・状況等を分かりやすく記載ください)	
<p>「4」の「紛失」が理由の場合、再交付手数料 1,000 円を振り込みます。 その他の理由で申請・再交付申請する場合には交付手数料はかかりません。</p>			
申請理由と補足説明	1: マイナンバーカードを紛失した	マイナンバーカードを紛失したり、盗難にあったときは警察署に届出をしてください。マイナンバーカードが再発行され保険証利用登録が完了するまでの期間、医療機関等を受診する際に「資格確認書」が必要です。	
	2: マイナンバーカードの更新手続き中	マイナンバーカードや電子証明書が何らかの事由により失効している場合 ※マイナンバーカードの各種手続きを行った場合、健康保険証利用の申込は原則即時可能ですが、医療機関等で利用できるようになる(登録完了)まで時間がかかる場合があります。なお、更新前等に保険証利用登録を行っている場合は、あらかじめ申込手続きをする必要はありません。マイナポータルの「健康保険証利用の申込状況の確認」の「健康保険証としての登録状況」が「登録完了」になりましたら、医療機関等でご利用いただける状態です。	
	3: マイナ保険証による受診には第三者(介助者など)のサポートが必要	介護者等の第三者が要配慮者に同行して資格確認を補助する必要があるなど、マイナンバーカードでの受診が困難である場合	
	4: 資格確認書を紛失・き損し、かつマイナ保険証を使用できない(再交付申請)	<ul style="list-style-type: none"> ・所有していた資格確認書を紛失し、かつマイナ保険証が使用できない場合 ・所有していた資格確認書が破れる、欠ける、文字消え等し、かつマイナ保険証が使用できない場合 	

事業主の証明	上記の通り被保険者から交付申請がより届出されるようになります。
	上記記載事項
	事業所所在地
	事業所名
	事業主氏名

事業主の記載欄